

目 次

I	昨年と比べて変わった点	3
	令和 7 年 12 月 1 日以後に行う年末調整の改正	3
	【令和 8 年 1 月 1 日以後に適用される改正】	4
II	年末調整の手続	5
	① 年末調整の対象となる人	5
	② 年末調整の手順	6
III	年税額の計算のための準備	7
	① 申告書等の準備	7
	② 「扶養控除等（異動）申告書」の提出・記載内容の確認	8
	③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	21
	④ 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	23
	⑤ 「特定親族特別控除申告書」の提出・記載内容の確認	28
	⑥ 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	31
	⑦ 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	33
	⑧ 「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認	40
IV	令和 7 年分年税額の計算	47
V	徴収税額との精算	50
VI	年末調整の再調整	52
VII	法定調書の作成と提出	53
	① 法定調書の作成と提出期限	53
	② 提出方法	53
	③ 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等	55
	④ 記載例	56
参考	令和 7 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	60-68

I

昨年と比べて変わった点

令和 7 年 12 月 1 日以後に行う年末調整の改正



これらの改正は令和 7 年 12 月 1 日以後に行う年末調整について適用され、令和 7 年 11 月 30 日以前に行われる年末調整は改正前の法令が適用されます。

なお、この改正は令和 7 年分の所得税から適用されますので、死亡や出国により令和 7 年 11 月 30 日以前に年末調整を行った人は確定申告により改正法の適用を受けることができます。

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55 万円から最低保障額が 65 万円に引き上げられ、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました(60 頁参照)。

(2) 基礎控除の見直し

居住者の合計所得金額に応じて、基礎控除額が最高 95 万円まで引き上げられました(22 頁参照)。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) (注2)	基礎控除額		改正前
	改正後		
	令和 7・8 年分	令和 9 年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注1)		48 万円
336 万円以下 (475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注1)	58 万円	
489 万円以下 (665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注1)		
655 万円以下 (850 万円以下)	63 万円 (注1)		
2,350 万円以下 (2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。

なお、この加算は、居住者のみ適用があります。

2 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(3) 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合、その居住者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する特定親族特別控除が創設されました(28 頁参照)。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

前記「(2) 基礎控除の見直し」に伴い、次のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

また、前記「(1) 給与所得控除の見直し」に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円（改正前 55 万円）に引き上げられました。

扶養控除等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養控除 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合は、表の金額とは異なります。

【令和 8 年 1 月 1 日以後に適用される改正】

(1) 給与所得の源泉徴収税額表の改正

前記「(1) 給与所得控除の見直し」及び「(2) 基礎控除の見直し」に伴い、令和 8 年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表」について、所要の改正が行われました。

(2) 扶養控除等（異動）申告書の記載事項の改正（源泉控除対象親族の創設）

令和 7 年分までの「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」には、「控除対象扶養親族」を記載することとされていましたが、前記（3）「特定親族特別控除の創設」に伴い、令和 8 年分以後の扶養控除等（異動）申告書には、「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この改正に伴い、令和 8 年分以後、給与所得の源泉徴収税額表により求める税額について、扶養控除等（異動）申告書に記載された「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に算定することとされました。

なお、「源泉控除対象親族」とは、次の①又は②に該当する人をいいます。

① 控除対象扶養親族

② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人